

野々市市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、総務部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表する。

令和2年12月25日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 大東和美

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

総務部

総務課、秘書室、財政課、税務課、市民課、環境安全課

2 定期監査実施期間

令和2年10月1日から令和2年12月25日まで

3 定期監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年10月31日までの執行分

4 監査の方法

あらかじめ執行状況資料等の提出を求め、事務局職員により、その内容の通査等を行った。また、審査日には関係職員から定期監査資料に基づいて所管事業の進捗状況等を聴取し、質疑を交わした。

5 監査の着眼点

- ① 市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ② 市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ③ 前回の監査で指摘、意見及び質疑の過程において当事者に指導した事務処理上の意見とした事項は適正に改善されているか。

6 監査の結果

予算の執行状況、財産管理状況、事務事業の管理状況の項目については、定期監査の範囲において、概ね良好に執行がなされているものと認められた。

特に総務課においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等、庁舎内の衛生面における対応をはじめ特別定額給付金の給付等の例年になく苦労があったものと推測される。

また、口頭指導事項については、質疑の過程において当事者に指導したため本書には省略した。

7 監査の結果に添える意見

総務部

特段の指摘事項はないが、意見は次のとおりである。

総務課

[事業管理・環境保全]

市有施設の照明のLED化をはじめ、施設の今後の管理方針について、計画を策定し推進されることを望む。

秘書室

[人事管理]

採用前の新採予定職員の事前研修については、集合研修に限らずテキストによる自宅研修等、内定予定者全員が即戦力となるように様々な方法を検討されたい。

税務課

[人事管理]

事務分掌表に、年度当初から休職中の職員を副主任として配置している事例が見受けられるが、他の職員との複数人体制とする等の配慮をされたい。

環境安全課

[事業管理]

環境審議会が年度末開催予定となっているが、審議会が効果的に役割を果たされるように今一度開催時期について検討が必要と思われる。